

市民提案型協働支援事業（第1回審査分）に4事業を認定

■問い合わせ
本庁地域づくり推進課市民活動係（江刺総合支所・☎34-1618）

3年度市民提案型協働支援事業の第1回審査分には、4団体からの事業提案がありました。提案団体、市事業担当課、市地域づくり推進課による「協働の提案テーブル」を開催し、現状の課題、目的の共有、事業の計画性、役割分担、適正な事業費などの話し合いを行いました。その後、市民公益活動団体支援事業審査会にて審査を行い、次の4事業が認定されました。

3年度市民提案型協働支援事業補助金（第1回審査分）認定事業一覧

団体名	事業名	総事業費（円）	補助予定金額（円）
奥州市レクリエーション協会	(仮) スポーツフェスティバル in おうしゅう	250,300	187,000
特定非営利活動法人シチズンスポーツ奥州	インクルーシブ サッカー教室	575,900	300,000
豪鳳を考える会	豪鳳作品の撮影・デジタル化	110,000	50,000
稲瀬農業の未来を考える会	稲瀬農業の未来を考える事業	1,600,000	300,000

旧土地開発公社土地の活用処分状況を公表します

■問い合わせ
本庁財産運用課販売推進係（☎34-2114）

旧土地開発公社の解散により取得した土地の2年度の処分状況、公社解散のため借り入れた「第三セクター等改革推進債（三セク債）」の状況などについてお知らせします。

2年度の処分、予算の執行状況

分譲宅地を年間目標20件に対し32件（1億8,641万円）、分譲地以外では1件（817万円）を売却しました。土地は、活用する方針のものと売却処分する方針のものがあります。売却処分する方針の土地は、残りが142筆、10万37㎡です。

旧公社土地に関連する歳入は、貸付収入、売却収入、減債基金利子の合計で2億1,087万円となりました。歳出のうち、広告などの販売に掛かる経費や除草などの維持管理経費、土地売却代金の減債基金への積立金の合計は2億406万円となりました。

減債基金、三セク債の状況

売却収入の積み立ての結果、減債基金の残高は6億1,320万円となりました。三セク債は、約定に基づき元金と利子の合計4億4,209万円を返済しました。これにより、2年度末の借入残高は29億7,950万円です。

2年度旧土地開発公社土地関連予算の執行状況（3年3月末現在）

項目	執行額（万円）
歳入	
土地貸付収入	1,595
土地売却収入	
分譲宅地	1億8,641
その他宅地	817
減債基金による利子	34
合計	2億1,087
歳出	
広告、維持管理費など	914
減債基金への積立金	1億9,492
三セク債償還金	4億4,209
合計	6億4,615

減債基金の状況（単位：万円）

区分	前年度まで	2年度	累計
積立額	24億1,257	1億9,458	26億715
利子額	571	34	605
繰り上げ償還	△20億	0	△20億
合計	4億1,828	1億9,492	6億1,320

三セク債借入残高（単位：万円）

区分	当初起債額	償還済額	残高
元金	86億6,000	56億8,050	29億7,950

支障物の撤去にご協力ください

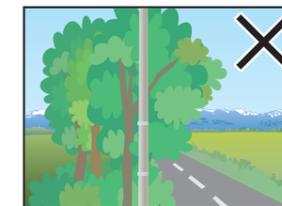
■問い合わせ
本庁維持管理課管理係（江刺総合支所・☎34-2494）、各総合支所地域支援グループ

市道や県道などの公共道路において、鉄板の設置や樹木の張り出しなどにより、通行に支障が出る事例が見受けられます。個人の所有物が原因で通行車両に損害を与えた場合や歩行者がけがをした場合、所有者の管理責任が問われることがあります。適正な管理にご協力ください。

道路への倒木、枝や雑草などの張り出し防止を

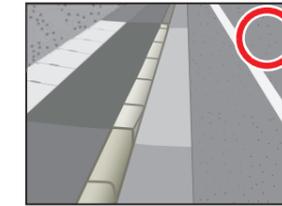
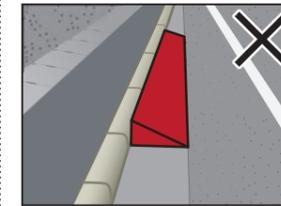
道路に樹木などが張り出していると、人や車の通行の妨げとなり大変危険です。民有地から張り出している樹木や草などは、市では伐採できません。次のような場合は、土地所有者の責任において、剪定・伐採・除去をしてください。

- ①樹木（庭木、生け垣含む）や草が繁茂し道路（車道や歩道）への張り出しがある
- ②樹木が道路へ倒れている
- ③枯れた枝が道路に落下している
- ④生け垣が繁茂し、道路に伸びて見通しを悪くしている



車乗り入れ鉄板などの撤去を

車の乗り入れのための鉄板やブロックは、降雨時の道路から側溝への雨水の流れを妨げるだけでなく、通行の妨げとなり大変危険です。早急に撤去してください。車の乗り入れのため鉄板などを使用し、駐車場と道路との段差を解消している場合は、歩道やL型側溝の切り下げ工事を行ってください。道路に関する工事を行う場合は、事前に道路管理者から、道路法第24条の規定に基づく承認を得る必要がありますので、問い合わせ先までご相談ください。費用は全て個人の負担となります。



羽根付きグレーチングを設置しないで

車の乗り入れなどのために側溝に羽根付きグレーチングを設置していると、コンクリート側溝の縁が破損したり、グレーチングが跳ね上がったとき大変危険です。市道内の側溝には設置しないでください。



羽根付きグレーチング

大雨時は「止め板」の一時撤去を

近年、局地的な大雨や台風の影響で、側溝や水路から水があふれ、田畑の冠水や宅地への浸水が大きな問題になっています。雨量の多いときに、側溝に止め板が設置されていると、上流で氾濫する原因になります。大雨が予想される場合や、台風が近づいているときなどは、あらかじめ止め板を外すようご協力をお願いします。



止め板は必要な時だけ設置しましょう

街路灯や道路上空の看板・日よけなど

道路占用物件の維持管理は万全ですか？

平成30年9月の道路法改正により、全ての占用物件で所有者の維持管理義務が明確化されました。占用物件が道路の構造や交通に支障を及ぼし、またその恐れがある場合は、維持管理義務違反に問われる場合があります。占用許可条件を順守し、日ごろから適切な維持管理をお願いします。